

**昭和二十四年政令第四百四号**

国際観光事業の助成に関する法律第一条の法人を指定する政令  
内閣は、国際観光事業の助成に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十九号）第一条の規定に基づき、この政令を制定する。  
国際観光事業の助成に関する法律第一条に規定する法人は、次の通りとする。  
財団法人国際観光協会

**附 則**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則 （昭和三〇年六月一日政令第八四号）**

この政令は、公布の日から施行する。